

わいせつDVD送りつけ

代金支払う必要なし

(2014年8月12日掲載原稿)

主に30歳代から60歳代の男性に対して、わいせつなDVDを一方向的に送りつけて後日、高額な料金を請求する悪質な事例の相談が全国の消費生活センターに寄せられています。

- 事例1 DVDが送りつけられ、数日後、約60万の請求書が届いた。
- 事例2 DVDが送られてきた後、「キャンセルやクーリングオフはできない」と書かれた請求書が届いた。
- 事例3 DVDが送られてきた後、「代金を支払え」としつこく電話がかかってきた。

このような手口で送られてきたDVDを閲覧したり、所持したりしているだけで罪に問われることはありません。送りつけられた場合には、次のことに気をつけてください。

1. 注文していないのであれば、代金を支払う必要はありません。DVDを受け取っただけでは契約が成立したことにはならないからです。DVDは送付された日を含む14日間保管をすれば、15日目以降に処分して問題ありません。
2. 業者に絶対に連絡しないこと。請求書に連絡先が書いてあっても、連絡を取ってしまうと、さらなる個人情報を知られてしまう可能性があります。また、業者から支払いを求める電話がかかってきた場合には契約をしていないことを伝え、きっぱりと断りましょう。
3. 注文していない、違法性の高いDVDを送りつけられて代金の支払いを迫られるなど、困ったときには迷わず消費生活センターや警察に相談しましょう。